

## 埼玉建設工事関係者連絡会議設置要綱

### 1 目的

この連絡会議は、埼玉県内における建設工事発注者、建設工事施工者団体、埼玉労働局等建設工事関係者が連携を密にして、適正な労働条件・安全衛生に配慮した発注の促進及び施工中の良好な統括管理の実施の促進を図り、建設業における労働災害の防止や働き方改革に資することを目的とする。

### 2 構成

連絡会議は、次に掲げる機関・団体等をもって構成する。

#### (1) 埼玉県内の建設工事発注者、建設工事施工者団体及び埼玉労働局

構成機関	
建設 工事 発 注 者	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 江戸川河川事務所 荒川上流河川事務所 荒川下流河川事務所 大宮国道事務所 北首都国道事務所 埼玉県県土整備部 独立行政法人水資源機構 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 東日本電信電話株式会社埼玉事業部（NTT 東日本-関信越埼玉事業部） 東京ガス株式会社埼玉導管ネットワークセンター 東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社 東日本高速道路株式会社関東支社 一般社団法人埼玉県経営者協会 西武鉄道株式会社
建 設 工 事 施 工 者 団 体	建設業労働災害防止協会埼玉県支部 一般社団法人埼玉建設業協会 一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会 埼玉住宅工事安全協議会

#### (2) その他必要と認める機関・団体等

### 3 連絡協議事項

- (1) 建設業における労働災害の発生状況に関すること。
- (2) 適正な労働条件・安全衛生に配慮した発注の促進に関すること。
- (3) 建設業における働き方改革に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

#### 4 会議の開催

連絡会議は、原則として1年に1回以上開催する。

#### 5 運 営

連絡会議の庶務は埼玉労働局健康安全課において行う。

平成 26 年 12 月 4 日制定

令和元年 7 月 29 日改正

令和 4 年 10 月 12 日改正